

# 2025年には3.6万人不足!?

## 介護人材確保の請願署名にご協力ください

### 請願項目

- 1 介護報酬に関わる人件費の割合を、全国一律ではなく、都道府県ごとの実態に応じた人件費率に見直すことを求めます。
- 2 介護報酬の上乗せ割合に、人件費だけではなく、物価や土地・建物の賃借料についても勘案することを求めます。

**大都市東京の介護職員確保のために**

都内では今、介護人材の不足が深刻化しています。東京労働局の調査では、1人の求職者を6つの事業者が必要とする状況です。この背景には介護報酬が地域の特性に合わせた仕組みにならず、都市部の介護保険事業者が厳しい経営を強いられることが挙げられます。

そのため、次期介護報酬改定が行われる平成30年度を目前にした今回、東京都高齢者福祉施設協議会では請願法に基づき請願署名を行うこととなりました。請願の趣旨及び項目にご理解いただき、皆様のご協力及びご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

状況にあります。担い手不足はますます深刻です。都内特養では、派遣などを含まず人件費率が7割を超え、平均収支差額率も赤字です。東京は今後一層高齢者が増加し、社会福祉を必要とする課題は山積しています。都民が安心して暮らし続けるために、なんとしても現状の改善が不可欠です。

来年度の報酬改定に向けて、不公平な介護報酬問題を、私たちが発信し行動し、改善の動きにつなげられるよう、是非ともご理解をいただき、力を合わせて取り組みましょう。



総務委員長  
野村 博之  
(喜多見ホーム 施設長)



副会長  
今 裕司  
(あすなろみんなの家 施設長)



会長  
西岡 修  
(白十字ホーム 施設長)

この逆風に立ち向かうには、考え得る手段をすべて尽くす必要があります。背水の陣の覚悟をもって、一人一人の行動を国会に向けて結集し、大きなうねりを生み出しましょう。

当初は会員事業所の「やらなければ始まらない」と各市区町村の代表の皆様の賛同もいただき、署名活動を行うこととなりました。

塵も積もれば...ではないですが、こつこつと1筆1筆が大切です。みなさんの気持ちが届くよう、是非とも介護人材不足解消・介護報酬アップへ力強く進んでいきたいと思います。ご協力、いや、全員で団結して国会への請願を頑張りますよ!

## 介護報酬の上乗せ割合は公表と違う!?

- サービスごとの単価(全国一律)に、上乗せ割合にもとづく1単位の単価を乗じた額が、事業者を支払われます。
- 上乗せ割合は、地域ごとの人件費の差を調整するため、公務員の地域手当に準拠して設定されています。
- 全国423の区市町村に上乗せ割合が設定されています(東京は下記の通り)。



サービスごとに算定した <b>全国一律の単価</b> (単位数×10円)	<b>×</b>	● 1級地 20% ● 2級地 16% ● 3級地 15% ● 4級地 12% ● 5級地 10% ● 6級地 6% ● 7級地 3% ● その他 0%	左の名目上の割合に、国が設定した 「人件費率」が乗算されるため、 実質的には右の通り少なくなります。 <b>施設サービスの場合</b> <b>人件費率 45%を乗算</b>	<b>=</b>	● 1級地 9% (10.9円) ● 2級地 7.2% (10.72円) ● 3級地 6.8% (10.68円) ● 4級地 5.4% (10.54円) ● 5級地 4.5% (10.45円) ● 6級地 2.7% (10.27円) ● 7級地 1.4% (10.14円) ● その他 0% (10円)	事業者を支払われる <b>サービス費(介護報酬)</b> 1~2割はご利用者の自己負担		
		※1級地の場合、0.20×0.45×100 (%) = 9%			※かっこ内は1単位の単価			

### ●都内の上乗せ割合

1級地	東京23区
2級地	狛江市 多摩市
3級地	八王子市 武蔵野市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 稲城市 西東京市
4級地	立川市 昭島市 東村山市 国立市 東大和市
5級地	三鷹市 青梅市 清瀬市 東久留米市 あきる野市 日の出町
6級地	福生市 武蔵村山市 羽村市 奥多摩町
7級地	瑞穂町 檜原村
その他	島しょ

奥多摩町 6級地 6%	青梅市 5級地 10%	瑞穂町 7級地 3%	武蔵村山市 6級地 6%	東大和市 4級地 12%	東村山市 4級地 12%	清瀬市 5級地 10%	西東京市 3級地 15%	練馬区 1級地 20%
日の出町 5級地 10%	羽村市 6級地 6%	福生市 6級地 6%	昭島市 4級地 12%	立川市 4級地 12%	東久留米市 5級地 10%	小金井市 3級地 15%	武蔵野市 3級地 15%	中野区 1級地 20%
檜原村 7級地 3%	あきる野市 5級地 10%	日野市 3級地 15%	八王子市 3級地 15%	国分寺市 3級地 15%	小平市 3級地 15%	小金井市 3級地 15%	三鷹市 5級地 10%	杉並区 1級地 20%
【島しょ】	大島町 3級地 15%	利島村 4級地 12%	府中市 3級地 15%	調布市 3級地 15%	国立市 4級地 12%	府中市 3級地 15%	調布市 3級地 15%	世田谷区 1級地 20%
神津島村 3級地 15%	三宅村 3級地 15%	御蔵島村 3級地 15%	町田市 3級地 15%	多摩市 2級地 16%	福城市 3級地 15%	狛江市 2級地 16%	大田区 1級地 20%	板橋区 1級地 20%
八丈町 3級地 15%	青ヶ島村 3級地 15%	小笠原村 3級地 15%	町田市 3級地 15%	多摩市 2級地 16%	福城市 3級地 15%	狛江市 2級地 16%	大田区 1級地 20%	板橋区 1級地 20%
八丈町 3級地 15%	青ヶ島村 3級地 15%	小笠原村 3級地 15%	町田市 3級地 15%	多摩市 2級地 16%	福城市 3級地 15%	狛江市 2級地 16%	大田区 1級地 20%	板橋区 1級地 20%
八丈町 3級地 15%	青ヶ島村 3級地 15%	小笠原村 3級地 15%	町田市 3級地 15%	多摩市 2級地 16%	福城市 3級地 15%	狛江市 2級地 16%	大田区 1級地 20%	板橋区 1級地 20%
八丈町 3級地 15%	青ヶ島村 3級地 15%	小笠原村 3級地 15%	町田市 3級地 15%	多摩市 2級地 16%	福城市 3級地 15%	狛江市 2級地 16%	大田区 1級地 20%	板橋区 1級地 20%

「厚生労働大臣が定める一単位あたりの単価」より作成

詳細は 東京都高齢者福祉施設協議会ホームページ をご確認ください  
<https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei/>

東京 高齢協議会 検索



# KOUREIKYO JOURNAL

## & TOKYO

高齢協ジャーナル

第4号

2017年9月27日(水)発行

発行: 社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
 東京都高齢者福祉施設協議会  
 (新宿区神楽河岸1-1)  
 発行人: 会長 西岡 修  
 TEL: 03-3268-7172 FAX: 03-3268-0635  
 URL: <http://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei>  
 東京 高齢協議会 検索

● Facebook も更新中! ●  
<https://www.facebook.com/tokyokourei>

### 東京都高齢者福祉施設協議会とは

東京都高齢者福祉施設協議会は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会(東社協)の業種別部会連絡協議会に属する部会の一つとして、東京都内の特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・デイサービスセンター等を会員とする組織です(会員数約1200施設・事業所)。東京の高齢者福祉の発展と、福祉サービスの質の向上を目指して、業種別・職種別・テーマ別などさまざまな委員会活動をおこなって、研修会の企画や調査研究、提言活動、ネットワークづくりに取り組んでいます。

### これまでの請願活動

本会では、これまで過去3回の請願を実施しました。第1回は採択をされたものの、第2回、第3回では審議未了の結果でした。十分な改善とはいえませんが、会員をはじめ、都市部の施設が繰り返し訴え続けたことにより、介護報酬上乘せ割合の問題が、国会をはじめ介護給付費分科会で取り上げられるようになりました。

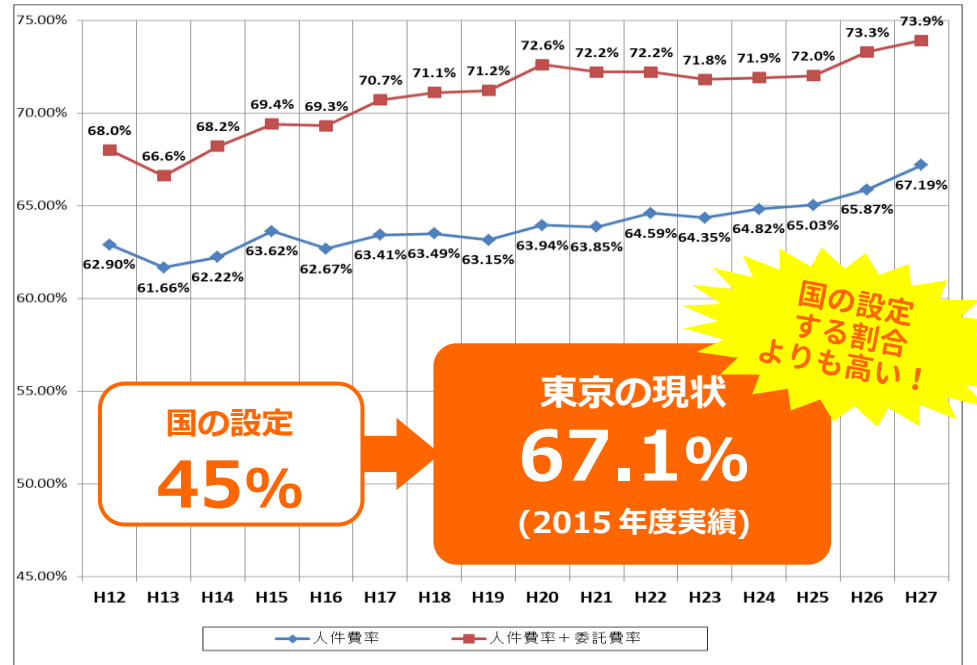
また、介護職員処遇改善交付金の創設や、ショートステイの人員費割合の改善などもみられました。

2007年	<p>●大都市東京における特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設の介護人材確保に関する請願</p> <p>与野党議員に署名を持参の上、第168回国会(会期2007年9月10日~2008年1月15日)で提出いただくことができました。請願は、厚生労働委員会に付託され、採択の上、内閣に送付されました。</p>	214,832筆
2008年	<p>●介護サービスの質の向上を図るための東京における介護報酬の地域係数の是正に関する請願</p> <p>東京都介護保険事業者団体連絡会の9団体合同で署名を実施しました。与野党議員に署名を持参の上、第176回国会(会期2010年10月1日~12月3日)で提出いただくことができました。請願は、厚生労働委員会に付託されましたが、審議未了となりました。</p>	344,378筆
2010年	<p>●首都圏の介護を支えるための介護人材確保に関する請願</p> <p>首都圏高齢者福祉協議会を構成する都府市の各協議会との合同で署名を実施しました。与野党議員に署名を持参の上、第169回国会(会期2008年1月18日~6月15日)で提出いただくことができました。請願は、厚生労働委員会に付託されましたが、審議未了となりました。</p>	188,456筆

### 全国の状況と比較した東京の課題

#### <東京の特別養護老人ホームにおける人件費率>

「第1回~第16回経営実態調査」(本会経営検討委員会 平成12年~平成27年実施)から



#### <東京の賃金・物価・賃借料の状況>

- 介護職員の月給 全国平均の約 **1.2倍**  
介護労働安定センター「平成27年度介護労働実態調査」にもとづき算出
- 物価の差 全国平均の約 **1.05倍**  
総務省統計局「2016年10大費目別消費者物価地域差指数」にもとづき算出
- 最低賃金 全国平均の約 **1.2倍**  
厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」にもとづき算出
- 家賃 全国平均の約 **1.97倍**  
総務省統計局「統計でみる都道府県のすがた2017」にもとづき算出



### POINT 最近の介護報酬改定のうごき

第4期改定 (2009年)	第5期改定 (2012年)	第6期改定 (2015年)
<p>平均+3.0%の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去2回のマイナス改定から初めてのプラス改定</li> <li>人件費率が見直され2区分から3区分へ</li> </ul>	<p>平均+1.2%の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員処遇改善加算の設定</li> <li>地域区分が4区分から7区分へ</li> </ul>	<p>平均-2.27%の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処遇改善や中重度・認知症等の介護サービス充実分を除くと-4.48%</li> <li>ショートステイの人件費率が55%へ</li> <li>地域区分が7区分から8区分へ</li> </ul>

仮に介護報酬の減改定が2期連続で行われると、東京の介護保険事業者は危機的状況に陥りかねません。さらには高齢者福祉全体への深刻な影響も懸念されます。

#### <東京の特別養護老人ホームにおける介護職員充足状況>

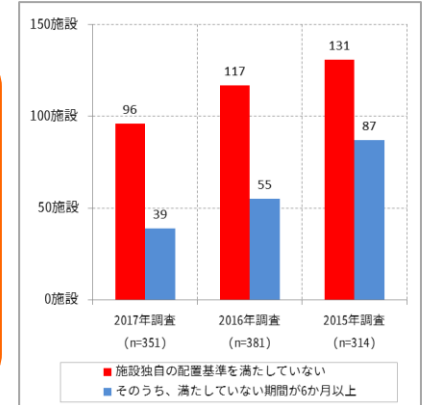
「介護職員充足状況調査」(本会人材対策委員会 平成27年~平成29年実施)から

介護職員の確保が厳しい!

東京の現状

施設独自の配置基準を満たしていない **62.1%**

そのうち満たしていない期間が6か月以上 **65.4%** (2015年度実績)



### 参加方法 請願趣旨及び項目にご賛同いただける場合、ぜひ署名にご協力ください。

#### 署名用紙について

- 高齢協 HP からダウンロードできます。印刷は白黒印刷及び署名欄のあるおもて面のみでかまいません。
- 本会会員施設に署名用紙をお送りしています。
- ご希望の場合、事務局より署名用紙をお送りします。

#### 記入時の注意

- 施設・事業所役員、施設・事業所利用者とそのご家族等、請願趣旨及び項目にご賛同いただける方であれば、どなたでもご協力いただけます。
- 必ずお名前及び住所を自書してください。

#### 用紙の提出について

- 必ず原本をご提出願います。コピーやファックス、メール添付等でのご提出は受け付けできません。
- 施設・事業所等でとりまとめを行っていただける場合、「とりまとめ連絡票」をご利用のうえ、事務局までお送りください。(郵送・宅配等、方法は問いません。)

▼署名用紙提出先

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 飯田橋セントラルプラザ5階  
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部高齢担当 請願担当 宛

※ご記入いただいた個人情報は「社会福祉法人東京都社会福祉協議会 個人情報保護規定」に基づき適切に管理するとともに、本件以外の目的では使用いたしません。くわしくは東京都社会福祉協議会ウェブサイトをご覧ください。

2017年8月28日

### 大都市東京における介護人材確保に関する請願

請願内容

現在、都内では介護人材不足が深刻化しています。東京都特別養護老人ホームの介護職員に対する有効求人倍率は0.4倍、1人の介護職員が6つの事業者が必要とする状況です。都内全業種の2.06倍、全国全業種の1.45倍と比べてもその深刻さは明らかです。新しい施設を建設しても、人材不足のためにベッドが空欄になることも少なくありません。

その主な理由は、介護報酬が、大都市東京の高い人件費に加えて物価、賃借料などを反映していないため、民間、非営利部門にも介護事業者の経営が難しく、職員の待遇改善が困難なためです。実際、介護報酬についての人件費率は、東京23区を含め、北海道から沖縄県まで全国一律(施設サービスで49%)。

在宅サービスで55~70%に設定されていますが、大都市部事業者の現場とは異なり異なります。東京都の現状では、国の現状よりも高い水準に設定されています。2025年に向けて、毎年2,800人の介護職員の増員が必要です。しかし現在の状況が続くと、それも困難と言わざるを得ず、都内の高齢者にとって、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上での影響も懸念されます。

都内の事業者は、質の高い人材の確保・育成・定着を進めるべく経営の強化に取り組みしてきましたが、それが十分に発揮されていません。大都市部の事業者は、厳しい介護報酬を、地域の特性を反映した仕組みに改めることを求めます。

請願項目

都内の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、人材不足を解消し、福祉・介護の現場で質の高い人材の確保・育成を進めることが不可欠です。そのため、特に大都市部の事業者に厳しい介護報酬を、地域の特性を反映した仕組みに改めることを求めます。

1 介護報酬に関わる人件費の割合を、全国一律ではなく、都道府県ごとの実態に応じた人件費率に見直すことを求めます。

2 介護報酬の上乗せ割合に、人件費だけでなく、物価や土地・建物の賃借料についても勘案することを求めます。

お名前 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

### 募集期間 平成29年10月13日(金)まで ※事務局必着

### 請願の提出 10月下旬ごろ、厚生労働委員会所属の衆参国議員をとおりして、衆参両院議長へ提出の予定です。

▲署名用紙はこちらです